

静岡県告示第247号

静岡県広域団体認定訓練助成金支給要綱（平成13年静岡県告示第392号）の一部を次のように改正する。

令和元年9月13日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>第3 助成対象団体</p> <p>助成金は、次の(1)から(8)までに該当する認定訓練を振興するために助成を行うことが必要であると認められる広域団体に対して支給する。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 上記(1)から(8)までの規定にかかわらず、上記(1)から(8)までに該当する広域団体が、次に掲げるいずれかに該当する場合は、助成金の支給の対象としない。</p> <p>ア 助成金の支給に係る広域団体において、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条及び第63条並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「雇保則」という。）の規定に基づく助成金（以下「<u>雇用保険二事業助成金</u>」という。）の支給を受け、又は受けようとしたことにより、支給申請日又は支給決定日の時点で、当該不正受給に係る<u>雇用保険二事業助成金</u>について、不支給とした日又は支給を取り消した日から<u>3年</u>が経過していない広域団体</p>	<p>第3 助成対象団体</p> <p>助成金は、次の(1)から(8)までに該当する認定訓練を振興するために助成を行うことが必要であると認められる広域団体に対して支給する。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 上記(1)から(8)までの規定にかかわらず、上記(1)から(8)までに該当する広域団体が、次に掲げるいずれかに該当する場合は、助成金の支給の対象としない。</p> <p>ア 助成金の支給に係る広域団体において、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条及び第63条並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「雇保則」という。）の規定に基づく助成金（以下「<u>雇用関係助成金</u>」という。）の支給を受け、又は受けようとしたことにより、支給申請日又は支給決定日の時点で、当該不正受給に係る<u>雇用関係助成金</u>について、不支給とした日又は支給を取り消した日から<u>5年</u>が経過していない広域団体。<u>ただし、支給を取り消した日から5年を経過しても、不正受給に係る請求金が納付されていない場合は、時効が完成している場合を除き、納付日まで助成金を支給しない期間を延長する。</u></p> <p><u>また、不正受給を行った事業主等の役員等（事業主等が個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である</u></p>

イ～ク (略)

第6 支給事務手続

(1)～(3) (略)

(4) 助成金の返還

知事は、助成金の支給を受けた広域団体が、偽りその他不正の行為によって助成金の支給を受けたことが明らかになった場合には、様式第5号による広域団体認定訓練助成金支給決定取消通知書により、当該広域団体に対して支給した助成金の全部又は一部の支給決定を取り消す旨の通知を行うとともに、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

場合は代表者又は理事等であって、役員名簿等に記載があるもの。ただし、偽りその他不正の行為に関与した者に限る。)が広域団体等の役員等になっている場合は、役員等になっている広域団体等に対し当該期間支給しない。

イ～ク (略)

第6 支給事務手続

(1)～(3) (略)

(4) 不正受給による助成金の返還

ア 知事は、助成金の支給を受けた広域団体が、偽りその他不正の行為によって助成金の支給を受けたことが明らかになった場合には、様式第5号による広域団体認定訓練助成金支給決定取消及び返還通知書により、当該広域団体に対して支給した助成金の全部又は一部の支給決定を取り消す旨の通知を行うとともに、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

なお、不正受給により受け取った額の返還に加え、当該返還額の2割に相当する額の請求を行う。

イ 不正受給を行った広域団体に対しては、支給決定を取り消した日から起算して5年間助成金を支給しない旨を様式第5号の2による広域団体認定訓練助成金支給停止決定通知書により通知する。ただし、支給を取り消した日から5年を経過しても、不正受給に係る請求金が納付されていない場合は、時効が完成している場合を除き、納付日まで助成金を支給しない期間を延長する。

(5) 仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還
仕入控除税額が確定した場合の助成金の返還は、次のとおり行うものとする。

(5) (略)

ア 助成事業者は、助成事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、様式第7号による広域団体認定訓練助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により、別に定める日までに知事に報告しなければならない。

なお、助成金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

イ 知事は、前項の報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(6) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第2号の2を次のように改める。

様式第 2 号の 2

支給要件確認申立書（広域団体認定訓練助成金）

事業主記載事項	※1 確認欄
1 法人名： 法人番号：	年 月 日 確
2 広域団体名称：	認
3 雇用保険適用事業所番号：	確認者 _____
<p>○ 事業活動等に係る状況（はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。）（裏面の「記載にあたっての留意点」の内容を了解した上でご回答下さい。）</p> <p>4 平成31年3月31日以前に申請した雇用関係助成金について不正受給による不支給決定又は支給決定の取消しを受けたことがあり、当該不支給決定日又は支給決定取消日から3年を経過していない。 (はい・いいえ) <input type="checkbox"/></p> <p>5 平成31年4月1日以後に申請した雇用関係助成金について不正受給による不支給決定又は支給決定の取消しを受けたことがあり、当該不支給決定日又は支給決定取消日から5年を経過していない。 (はい・いいえ) <input type="checkbox"/></p> <p>6 平成31年4月1日以後に申請した雇用関係助成金について不正受給に関与した役員等がいる。 (はい・いいえ) <input type="checkbox"/></p> <p>7 支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度における労働保険料の滞納がある。 (はい・いいえ) <input type="checkbox"/></p> <p>8 支給申請日の前日から起算して過去1年において、労働関係法令違反により送検処分を受けている。 (はい・いいえ) <input type="checkbox"/></p> <p>9 風俗営業等関係広域団体である。 (はい・いいえ) <input type="checkbox"/></p> <p>10(1) 広域団体又は広域団体の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員である。 (はい・いいえ) <input type="checkbox"/></p> <p>(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。 (はい・いいえ) <input type="checkbox"/></p> <p>(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。 (はい・いいえ) <input type="checkbox"/></p> <p>(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。 (はい・いいえ) <input type="checkbox"/></p> <p>(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。 (はい・いいえ) <input type="checkbox"/></p> <p>11 広域団体又は広域団体の役員等が、破壊活動防止法第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行うおそれがある団体等に属している。 (はい・いいえ) <input type="checkbox"/></p> <p>12 倒産している。 (はい・いいえ) <input type="checkbox"/></p> <p>13 雇用関係助成金について不正受給を理由に支給決定を取り消された場合、労働局が広域団体名等を公表することに同意する。 (はい・いいえ) <input type="checkbox"/></p> <p>14 役員等の氏名、役職、性別及び生年月日が記載されている別紙「役員等一覧」及び役員等の氏名、役職が確認できる役員名簿等を添付している。 (はい・いいえ) <input type="checkbox"/></p>	

年 月 日 静岡県知事 氏 名 様

1 から 14 までの記載事項については、いずれも相違ありません。また、1 から 14 までの事業活動等又はその他の審査に必要な事項についての確認を県が行う場合には協力します。

また、本助成金に関し、偽りその他不正の行為等により本来受けることのできない助成金を受けた場合

は、請求があった場合、直ちに請求金（※）を弁済します。

※ 請求金は、偽りその他不正の行為による場合は、①不正受給により受け取った額、②不正受給の日の翌日から納付の日まで、年5パーセントの割合で算定した延滞金、③不正受給により受け取った額の20パーセントに相当する額の合計額です。なお、偽りその他不正の行為以外の事由により本来受けることのできない助成金を受けた場合は、当該受け取った額です。

広域団体 所在地 _____ 電話番号 _____

名称 _____

代表者氏名 _____ (記名押印又は署名) 印

記載にあたっての留意点

- 1 この様式は必要事項を記載するとともに、該当箇所に「○」を付けて、支給申請にあわせて提出してください。
- 2 「※1 確認欄」は、県が実地確認等の際に使用しますので記入しないでください。
- 3 「4」は、平成31年3月31日以前に申請した雇用関係助成金について、不正受給による不支給決定又は支給決定の取消しを受けたことがある場合は、不支給決定日又は支給決定取消日から3年を経過するまで、当該不正受給を行った適用事業所に係る申請を行うことはできません。なお、「不正受給」とは、偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄等刑法（明治40年法律第45号）各本条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に支給申請書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うこと。以下同じ。）により本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとすることです。
- 4 「5」は、平成31年4月1日以後に申請した雇用関係助成金について、不正受給による不支給決定又は支給決定の取消しを受けたことがある場合は、不支給決定日又は支給決定取消日から5年を経過するまで、当該不正受給を行った広域団体は、申請を行うことはできません。なお、支給決定取消日から5年を経過していても、不正受給に係る請求金を納付していない場合（時効が完成している場合を除く。）は、申請することはできません。
- 5 「6」は、平成31年4月1日以後に申請した雇用関係助成金について、広域団体の役員等（広域団体が法人である場合は役員、団体である場合は代表者又は理事等であって、役員名簿等に記載があるもの）に、他の事業主若しくは事業主団体（以下「事業主等」という。）の役員等として不正受給に関与した役員等がいる場合は申請することができません。

他の事業主等が平成31年4月1日以後に申請した雇用関係助成金について、不正受給による不支給決定又は支給決定の取消しを受け、当該役員等が関与していた場合は、当該他の事業主等が不支給決定日又は支給決定取消日から5年を経過していない場合や支給決定取消日から5年を経過していても、不正受給に係る請求金を納付していない場合（時効が完成している場合を除く。）は、申請することができません。
- 6 「7」は、本助成金の支給に係る事業所において、支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれ

かの保険年度の労働保険料を納付していない場合は申請することができません。

7 「8」は、本助成金の支給に係る広域団体において、支給申請日の前日から起算して過去1年間において、労働基準法等の労働関係法令の違反により送検処分を受けている場合は申請することができません。

8 「9」における「風俗営業関係広域団体」とは、次の(1)又は(2)に該当する広域団体のことをいいます。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4項に規定する接待飲食等営業（同条第1項第1号に該当するものに限る。）、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業（同条第6項第1号、第2号若しくは第3号、第7項第1号、第9項又は第10項に該当するものに限る。）等を行っている広域団体において、①接待業務、②異性の客に接触する役務に係る業務、③性的な行為を表す場面若しくは衣服を脱いだ人の姿態を見せる業務又は性的好奇心を満たすための交際・会話を希望する者に対する音声による会話の業務に従事する者を対象労働者として、助成金の支給を受けようとする広域団体

(2) 助成金の支給に係る広域団体において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4項に規定する接待飲食等営業（同条第1項第1号に該当するものに限る。以下同じ。）、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業（接待飲食等営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業に限る。）を行っている広域団体

ただし、接待飲食等営業であって許可を得ているのみで接待営業が行われていない場合又は接待営業の規模が事業全体の一部である場合は、「いいえ」に「○」を付けてください。

9 「10」及び「11」における「役員等」とは、広域団体が法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者又は理事等その他経営に実質的に関与している者をいいます。

10 「12」における「倒産」とは、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがされること等の事態をいいます。

11 「13」における「公表」は、広域団体が行った不正受給について、次の(1)から(4)までの事項を、原則静岡県のホームページに掲載することにより行います。

(1) 不正受給を行った広域団体の名称及び代表者氏名

(2) 不正受給に係る広域団体の名称、所在地及び事業概要

(3) 不正受給に係る助成金の名称、支給を取り消した日及び返還を命じた額及び返還状況

(4) 広域団体が行った不正の内容

ホームページへの掲載は、不支給決定日又は支給決定取消日から起算して、5年が経過するまでの期間行います。ただし、支給決定取消日から5年を経過していても、不正受給に係る請求金が納付されていない場合（時効が完成している場合を除く。）は納付の日まで期間を延長します。

12 「14」における役員等とは、「6」と同様、広域団体が法人である場合は役員、団体である場合は代表者又は理事等であって、役員名簿等に記載があるものをいいます。

13 「4」～「12」で「はい」に「○」を付けた場合は、助成金の支給を受けることはできません。ま

た、「13」及び「14」で「いいえ」に「○」を付けた場合も、助成金の支給を受けることはできません。

様式第 5 号を次のように改める。

様式第5号

第 号
年 月 日

広域団体認定訓練助成金支給決定取消及び返還通知書

様

静岡県知事 氏 名 印

年 月 日付けで貴殿に対して行った広域団体認定訓練助成金の支給決定のうち、下記1の金額については、下記2の理由により取り消したので、下記3の期限までに返還されるよう通知します。

記

1 返還金額 金 円 (違約金20パーセントを含む。)

2 理 由

[]

3 返還の期限 年 月 日

様式第 5 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第5号の2

第 号
年 月 日

広域団体認定訓練助成金支給停止決定通知書

様

静岡県知事 氏 名 印

年 月 日付で不支給決定（支給決定取消・返還）の通知をした広域団体認定訓練助成金について、下記の理由により、本日から5年間、貴殿に対する支給を停止することを決定したので通知します。

なお、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4章の雇用安定事業等に係る各種給付金についても、当該期間支給が行われないこととなります。

また、当該期間中に各種給付金等の支給を受けようと支給申請を行うことは不正行為に当たりますので御留意ください。

記

支給停止の理由

--

様式第 6 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第7号

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

団 体 の 名 称

代表者の役職及び氏名

㊞

広域団体認定訓練助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定された標記助成金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、次のとおり報告します。

1 助成金の確定額

(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)

金 円

2 助成金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等

金 円

3 消費税額及び地方消費税額の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

4 助成金返還相当額 (3の額から2の額を差し引いた額)

金 円

5 添付書類

記載内容を確認するための書類 (確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料) を添付する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の静岡県広域団体認定訓練助成金支給要綱の規定は、平成31年4月1日以後に終了した認定訓練について適用する。